



納付書が2通

届いたのですね?

町県民税の

役場税務課

「給与からの特別徴収」

1月から5月までの においては

差し引きされないときは 5月分までの町県民税が

今年度の町県民税とともに ご自身で納めていただく

3月末退職の際 最後の給与において お客様の場合

4・5月分の町県民税が

ことになりました 支払っていただく その分を今年度に 差し引かれなかったため

いただきました 追って送付させて 納付書を その分の税額通知書と そのため

## 前年度

住所地の自治体にて

1月1日現在の

前年の所得に基づき

課税されます

町県民税は

退職時に 給与から 差し引きされ なかった分



昨年度分の納付書 ということね!

2通のうち1通は

## 当年度

計4期分(6・8・10・12月)



退職した翌年度に

まとめて税金を 支払うことに

なるとは思わなかった・・・